

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年(令和3年)

June 6月号

令和3年度全国安全週間実施要綱について



霧島神宮御田植祭（霧島市）

【写真提供:村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 令和3年度全国安全週間実施要綱について……………2～3
 令和3年度全国安全週間用品斡旋のご案内……………4
 鹿児島労働局労働災害防止対策
 ～チェスト！緊急ゼロ災運動～……………5～6
 令和2年の
 労働基準監督署における申告処理状況について……………7
 令和3年度労働保険年度更新のお知らせ……………7
 梅雨期の労働災害等防止対策について……………8
 令和3年
 最低賃金に関する基礎調査への御協力をお願い……………8
 災害に学ぶ ～熱中症防止対策について～……………9

令和3年業種別死傷災害発生状況（4月末速報版）……………10
 新規学卒者の職業紹介状況……………11
 改正女性活躍推進法が施行されます！……………12
 テレワークの適切な
 導入及び実施の推進のためのガイドライン……………13
 人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内……………14
 保健師からお届け クローバーたより
 ～朝食を食べていきいきとした毎日を!!……………15
 さんぽセンター
 （鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内……………16
 令和3年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内……………17
 令和3年7月の講習開催のご案内……………18

さくらじま

この1年超の話題と言えば「新型コロナウイルス感染症」である。この新型コロナウイルス感染症により様々なことが犠牲となっていることは非常に悲しいが、今はこの新型コロナウイルス感染症と共存していかなければ、元の社会には戻れないのも事実である。4月の人事異動の時期にマスクのおかげで顔も分からない中でコミュニケーションを図るのは難しいところもあり、早くマスク無しで挨拶や会話を交わしたいものである。先日、東京オリンピック・パラリンピックの聖火が鹿児島

県内をリレーしたところであるが、5月に入りまた新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあり、本当に開催されるのか不安な状況である。プロ野球やJリーグなどの国内スポーツでは、入場者数の上限規制や入場時の検温、手指消毒、隣席との間隔をあげたソーシャルディスタンスの確保、声出しや立ち上がっての応援等が規制されながら実施されている。東京オリンピック・パラリンピックは満員の会場で選手が躍動するのを見たいが、現時点では新型コロナウイルス感染症との共存で一定の規制はやむなしである。とはいえ、無事に開催されることを願う。がんばれ・ニッポン！

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、

支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
 - オ その他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
 - (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- ウ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- エ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
 - (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - イ 転倒災害防止対策(STOP！転倒災害プロジェクト)

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- ウ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和3年度全国安全週間説明会日程表

	日時	業種	主催者	会場
鹿児島署管内	6月7日(月)10時30分～	建設	建災防	指宿市民会館
	6月8日(火)10時00分～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月9日(水)13時30分～	一般	基準協会	枕崎市民会館 第1会議室
	6月10日(木)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市総合保健福祉センターふれあいせせだいにしへホール
	6月15日(火)10時00分～	建設	建災防	ビエント
	6月16日(水)10時00分～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月17日(木)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館大会議室
	6月17日(木)14時00分～	一般	基準協会	ホテルアクシア串木野
	6月18日(金)10時00分～	一般	基準協会	種子島建設会館大会議室
	6月18日(金)14時00分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月21日(月)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月23日(水)10時00分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
6月23日(水)14時00分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	
6月25日(金)10時00分～	建設	建災防	日置市中央公民館 3階大会議室	
6月25日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿児島県建築会館2階会議室	
川内署管内	6月8日(火)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月8日(火)14時00分～	一般	基準協会	出水市音楽ホール
	6月10日(木)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月11日(金)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月14日(月)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館
	6月16日(水)10時30分～	建設	建災防	甑島建設会館
鹿屋署管内	6月9日(水)13時30分～	建設	建災防	錦江町総合交流センター
	6月16日(水)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月17日(木)14時00分～	一般	基準協会	ホテルさつき苑
	6月22日(火)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
加治木署管内	6月10日(木)10時00分～	建設	建災防	丸岡さくら館
	6月15日(火)14時00分～	一般	基準協会	国分シビックホール
	6月16日(水)10時00分～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月16日(水)14時00分～	一般	基準協会	加音ホール
	6月17日(木)10時00分～	建設	建災防	大口建設会館
	6月17日(木)14時00分～	一般	基準協会	伊佐市文化会館
名瀬署管内	名瀬署管内の説明会は計画していましたが、コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました。			

令和3年度全国安全週間説明会のご案内（お知らせ）

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和3年7月1日から7日までの間、全国安全週間が始まります。
 当協会では、全国安全週間の実効を上げるため準備期間中に下記日程表のとおり説明会を開催することにしています。
 参加下さいませようご案内致します。また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。
 なお、当日は、マスクを必ず着用しご来場くださるとともにコロナ対策にご協力下さい。
 また、コロナ感染拡大等の状況によっては、中止又は延期する場合がございます。予めご了承願います。

令和3年度 全国安全週間説明会日程表

実施支部	日時	会場
鹿児島支部	6月17日(木)14時00分～	ホテルアクシア串木野
	6月18日(金)14時00分～	指宿市民会館
	6月23日(水)10時00分～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	6月23日(水)14時00分～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
川内支部	6月8日(火)14時00分～	出水市音楽ホール
	6月10日(木)13時30分～	薩摩川内市国際交流センター
鹿屋支部	6月17日(木)14時00分～	ホテルさつき苑
加治木支部	6月15日(火)14時00分～	国分シビックホール
	6月16日(水)14時00分～	加音ホール
	6月17日(木)14時00分～	伊佐市文化会館
加世田支部	6月9日(水)13時30分～	枕崎市民会館 第1会議室
	6月10日(木)13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだいにしへホール
種子島支部	6月18日(金)10時00分～	種子島建設会館大会議室

※志布志支部及び大島支部では、コロナウイルス感染症拡大の影響により説明会を中止することにしました。会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

説明会・用品等の問合せ先

最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

第94号 全国安全週間
 全国安全週間スローガン
 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

水分・塩分・適度な休憩
 予防が大切
 熱中症

安全週間ののびり
 安全週間ののびり(防水用紙)
 全国安全週間
 安全週間旗(市)
 安全週間スローガン
 安全週間ミニポスターセット

鹿児島労働局労働災害防止対策

【チェスト！緊急ゼロ災運動】

— R3.4.20~R3.12.31 —

鹿児島労働局健康安全課

県内の労働災害による休業4日以上死傷者数が急増しています

○ 令和2年の労働災害による死傷者数【グラフ1、2】

死亡者数：14人（前年比-1人、6.7%減少）

死傷者数：2,100人（前年比+90人、4.5%増加）

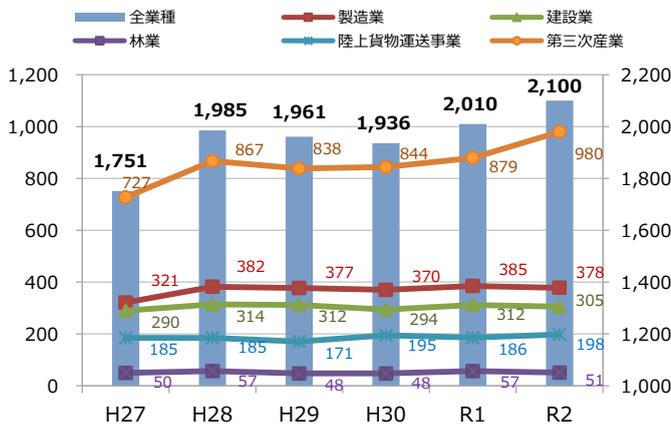
○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の4割強を占める【グラフ3】

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「[鹿児島労働局労働災害防止対策（チェスト！緊急ゼロ災運動）](#)」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

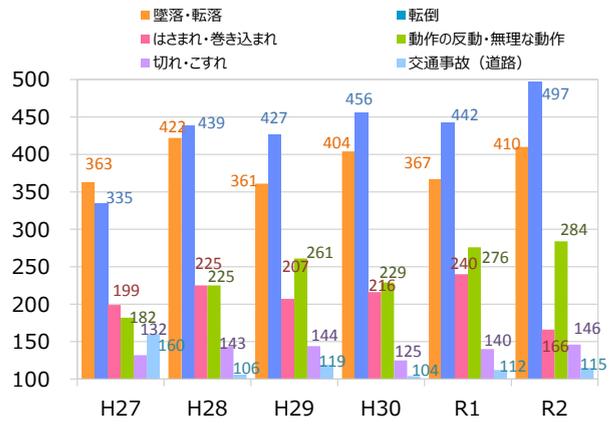
労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう（「チェスト！緊急ゼロ災運動実施要綱」（裏面参照））。

- ◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。
- ◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立し、その職務を励行させましょう。
- ◇ 雇入れ時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施しましょう。
- ◇ 転倒災害防止対策に取組みましょう。◇ クールワークで熱中症予防対策に取組みましょう。
- ◇ 高齢労働者に対する労働災害防止対策に取組みましょう。

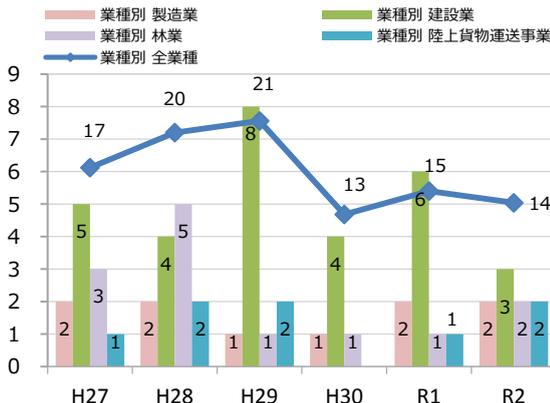
【グラフ1】 死傷者の推移（業種別・年別）



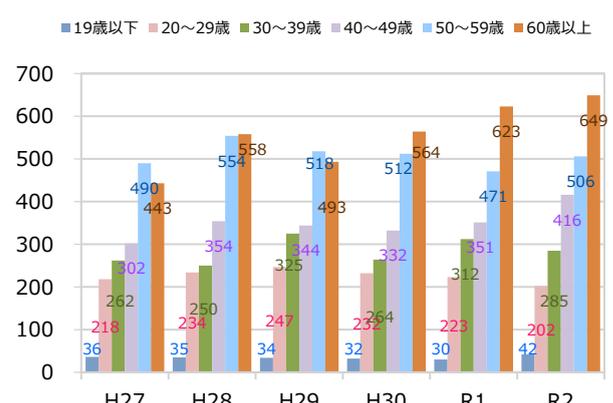
【グラフ3】 死傷災害発生状況（事故の型別・年別）



【グラフ2】 死亡災害発生状況（業種別・年別）



【グラフ4】 死傷災害発生状況（年齢別・年別）



鹿児島労働局労働災害防止対策(チェスト！緊急ゼロ災運動)実施要綱(抄)

1 趣 旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近ではむしろ増加傾向にある。令和2年は2,100人と大幅に増加し、平成10年当時の2,106人に迫る水準となり極めて危機的な状況となっている。また、死亡者数は13次防の目標である毎年15人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

これらの増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのないような事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、適切な防止対策がとられず転倒災害が増加していること、さらには70歳までの雇用継続措置の導入など高齢労働者の雇用促進が進められる中、高齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2 実施期間

令和3年4月20日～令和3年12月31日

3 実施者

鹿児島労働局、労働基準監督署

4 実施事項(抄)

鹿児島労働局・労働基準監督署

- 労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
- 建設現場パトロールの実施
- 第三次産業に属する事業場に対して、監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- 食料品製造業・飲食店・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する緊急自主点検の実施
- 特に、高齢労働者の転倒災害防止対策のとして、「ストップ！転倒災害プロジェクト(*1)」の周知・啓発

(*1) STOP! 転倒災害プロジェクト



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

災害防止団体・業界団体等・事業者

【共通】

- 経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
- 安全衛生管理体制等の整備・促進・職務励行
- 雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育の実施
- ストップ！転倒災害プロジェクトの取組促進
- 高齢労働者対策
- 熱中症対策の実施

【食料品製造業】

- 4S活動(*2)の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
- 食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】

- 足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進、また、ハーネス型安全帯の普及促進
- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進、特に、合図、避難確認の徹底

【社会福祉施設・医療保健業】

- 腰痛予防対策
- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

(*2) 4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。



令和2年の労働基準監督署における申告処理状況について

鹿児島労働局監督課

労働者は、労働基準法等の法律に基づいて、事業場において労働関係法令に違反する事実があるときは、その事実を労働基準監督署に申告し、是正のための措置をとるよう求めることができます。（労働基準法第104条ほか）

こうした申告・相談に対して鹿児島労働局では、県内の5つの労働基準監督署において、迅速・的確に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

令和2年1月から12月までの1年間に県内の労働基準監督署において新規に受理した申告は、表1のとおり185件（前年比12件減）で、そのうち監督を実施した約7割の事業場で申告事項に関する法違反が認められました。（速報値）申告事項ごとの違反では、表2のとおり賃金不払（最低賃金法違反含む）が最も多く108件でした。

前年から人手不足や新型コロナウイルス感染症などにより、事業活動に少なからぬ影響を受けているとは思いますが、事業主の皆様方におかれましては、労働基準法を始めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

表1 業種別申告処理状況（令和2年1月～12月）

業 種	区 分	新受理申告件数	監督実施数	違事業場反数	違場比率
製 造 業		22	18	15	83.3
鉱 業		0	0	0	0.0
建 設 業		29	25	20	80.0
運 輸 交 通 業		15	13	9	69.2
貨 物 取 扱 業		2	1	1	100.0
工業的業種計		68	57	45	78.9
農 林 業		7	7	6	85.7
畜 産 ・ 水 産 業		5	6	5	83.3
商 業		34	36	26	72.2
金 融 ・ 広 告 業		0	0	0	0.0
映 画 ・ 演 劇 業		0	0	0	0.0
通 信 業		0	0	0	0.0
教 育 ・ 研 究 業		2	1	1	100.0
保 健 衛 生 業		20	17	8	47.1
接 客 娯 楽 業		30	28	22	78.6
清 掃 ・ と 畜 業		8	6	5	83.3
官 公 署		1	1	1	100.0
そ の 他 の 事 業		10	9	5	55.6
非工業的業種計		117	111	79	71.2
合 計		185	168	124	73.8

表2 違反事項種別（令和2年1月～12月）

主要事項別違反事業場数											
均 等 待 遇	労働基準法					最低賃金法	労働安全衛生法			じん肺法	
	男女同一賃金	賃金不払	解雇	労働時間等	その他		安 全	衛 生	そ の 他		
0	0	102	7	1	0	13	6	1	2	1	0

グラフ



令和3年度 労働保険年度更新のお知らせ

鹿児島労働局労働保険徴収室

【事業主のみなさまへ】

新型コロナウイルス感染症拡大防止と安全確保のため、**今年度も前年度同様に会場を設営しての収集を行わないことといたしました。**

つきましては、郵送（同封の提出用封筒使用）による申告又は電子申請（e-Gov）による申告のご協力をお願いします。

なお、鹿児島労働局労働保険徴収室及び各労働基準監督署の窓口を持参される場合、窓口が混雑すると感染症拡大の恐れがありますので、記入もれがないようご確認のうえ、できる限り同封の提出用封筒（要切手貼付）にて郵送によって申告するか、電子申請によって申告していただく等のご協力をお願いいたします。

年度更新申告書の提出・保険料の納付は、

※ 6月1日（火）から7月12日（月）までの間に行ってください。

◎郵送する際、申告書は折り曲げても支障ありません。

事業主控等の返却を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。

◎保険料の納付は金融機関等をお願いいたします。（口座振替による納付も可能）

◎令和3年度の保険料率は労災・雇用保険ともに前年度から変更はありません。

法改正の詳細についてはリーフレットにて確認してください。

梅雨期の労働災害防止対策

鹿児島労働局健康安全課

今年も梅雨の季節となりました。全国的に梅雨時期は大雨による土砂崩壊災害などが懸念され、通勤及び通常時の作業はもちろん、災害復旧現場作業においても十分な注意が必要です。近年は活動が活発な前線の影響で災害級の大雨が多くなる傾向にあり、令和2年7月には熊本県を中心に九州中部、日本各地で集中豪雨が発生しました。

平成28年1月から令和2年12月までの5年間に鹿児島労働局管内で発生した土砂崩壊を原因とする休業4日以上労働災害は、8件発生しています。令和2年の発生はなかったものの、令和元年には4件発生し、うち1件は死亡災害となっています。工事の種類では、建築物の基礎工事、治山工事、浄化槽設置工事、災害復旧工事、水道工事、さく井工事などで発生しています。

以上を踏まえ鹿児島労働局では、特に梅雨期における建設現場の土砂崩壊などによる労働災害防止対策に万全を期していただくよう、建設業者等の関係者に対し、次の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」などの周知とその確実な実施をお願いしています。

「安全第一」を基本に考え、気象情報などの早めの把握と当該情報や現場状況などに基づく避難又は作業中断などの的確な措置を講じてください。

なお、土砂崩壊災害は、ほとんどが工事現場で発生していますが、機械器具製造業や畜産業において、敷地内の土手が大雨の影響で突然崩壊したり、敷地内の陥没箇所を点検している際に崩壊が発生した災害等も発生していますので、建設業以外の業種におかれましてもご留意いただきますようお願いいたします。

【土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項】

- 1 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作

業箇所及び周辺の地山について、浮石及び亀裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。

当該点検結果を踏まえ、作業計画を定めこれに基づき作業を行うこと。

なお、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。

- 2 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 3 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき対策を講ずること。
- 4 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 5 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。
- 6 小規模な掘削作業を伴う上下水道等工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。
- 7 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講ずること。
- 8 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講ずること。

【令和3年最低賃金に関する基礎調査】への御協力のお願い

鹿児島労働局賃金室

鹿児島労働局賃金室では、最低賃金改定等の資料とするため、令和3年6月1日現在の状況について、「最低賃金に関する基礎調査」を実施します。対象となる事業所の皆様には、誠にお手数とは存じますが、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

Q1 最低賃金基礎調査は、どんな調査ですか。

A1 事業所の労働者の賃金の実態等を把握するために実施している、国の重要な統計調査です。昭和57年以降、毎年実施しています。調査結果は、鹿児島地方最低賃金審議会における最低賃金改定等の審議の資料として使われます。

Q2 調査対象の事業所はどのように選ばれるのですか。

A2 鹿児島の事業所の中から無作為に抽出しています。令和3年の対象となる事業所は、約1800事業所です。

Q3 調査は、どのような方法で実施するのですか。

A3 調査関係書類を郵送でお届けいたします。調査票

にご回答いただき、指定期日までに、郵送またはオンラインでご提出ください。本調査に関するお問い合わせは、

【最低賃金に関する基礎調査コールセンター】

電話：0120-937-772（フリーダイヤル）

受付時間：9～17時（平日）

で対応しております。

（注）本調査実施期間中、厚生労働省において、最低賃金に関する実態調査として「賃金改定状況調査」も実施しております。あわせてご協力をお願いします。



災害に学ぶ 熱中症防止対策について

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

令和2年の全国の職場における熱中症の発生状況（確定値）は、死亡を含む休業4日以上死傷者数が959人、うち死亡者数は22人でした。業種別の死傷者数を見ると、建設業が215人と最も多く、次いで製造業199人、運送業137人の順でした。昨年の全国の死亡者数は、建設業が7人で最も多く、次いで製造業が6人、清掃・と畜業が4人の順でした。

また、鹿児島県における令和2年の発生状況は、死傷者数が19人（死亡者数は0人）で、業種別では、製造業が7人と最も多く、次いで建設業5人、商業の2人の順となっています。

鹿児島地方気象台が令和3年4月23日に発表した「九州南部・奄美地方の3か月予報」によると、平均気温は、九州南部で高い確率が50%、奄美地方で平年並または高い確率が各40%となっています。

今年度も鹿児島地方気象台の予報からは、熱中症の発生が危惧されるようですが、今回は、建設業で発生した死亡災害の事例を紹介いたします。

【災害事例】

<災害発生状況>

災害が発生した現場は、道路の建設工事現場で発生しました。被災者の所属している事業場は、3次下請けの法面施工業者（以下「法面業者」という。）でした。

災害が発生した日はお盆休み明けで被災者は、法面業者に採用された初日でした。

被災者等は事業場の車両に乗合わせ7時30分頃現場に到着しました。

被災者は自分用にスポーツドリンク入りと、水の2リットル入りペットボトルを1本ずつ購入して現場に持参しました。

8時からミーティングと危険予知活動が行われ、危険予知活動として、熱中症に注意し、こまめな給水とこまめな休憩をするよう指示がありました。

この時点で被災者に体調の悪そうな様子はなかったとのことでした。

作業準備が終わり、9時ころから作業が開始されました。

法面業者の作業は、防草土（草が生えないようにする土）を吹き付ける作業で、被災者は吹付機のホースの移動を行っていました。

11時頃、被災者は、木陰で20分の休憩をとり、その際、スポーツドリンクなどの水分補給を行いました。

休憩後、作業を再開し、11時45分から早めの昼休みに入りました。

同僚によると昼食中も被災者は水分補給を行っていたとのことでした。

昼休み後13時から作業を開始して14時から5分の休憩を取っているが、その時も、被災者に異常な様子はなかったとのことでした。

休憩後、被災者はそれまでと同様の作業を15時頃まで続行し、15時頃作業責任者（以下「責任者」という。）が休憩の合図をしたところ、被災者が後ろよろけそうになっていることに気づきました。

責任者は、急いで被災者の所に行き、声をかけたが意識がもうろうとした状態だったので、近くにいた同僚を呼び、2人で被災者を抱え、日陰に連れて行き座らせました。そして、被災者の保護帽を取り、長靴を脱がせ飲料水を飲ませましたが、嘔吐したためさらに、被災者を団扇で扇いだり、ぬれタオルを首に巻いたりしました。

それでも意識がもうろうとした状態が続いたので被災者だけ先に帰そうと責任者が運転する車で被災者宅に向かいました。

被災者は車の中でも嘔吐を繰り返し手の震えも有ったことから、責任者は途中にある病院に携帯電話で連絡し、熱中症の疑いがあることと、症状を説明し、これから搬送することの了解をとりました。

病院に到着し、症状確認後集中治療室に搬送され加療を続けていましたが3日後、熱中症により死亡しました。

災害発生当日は、最高気温33.8度で降水量0%、8時から15時までの平均気温31.5度でした。

<災害の原因>

被災者は、こまめな休憩と適宜水分補給を行っていたと思われ

ることから、災害原因としては以下の事項が考えられます。

- ①被災者は法面業者に雇われ勤務した初日であり、高温な屋外での作業は、久しぶりの勤務であったが、熱への順化期間を設けておらず、被災者が高温下での勤務に順応できなかったこと。
- ②被災当日の現場は、高温で通風のあまり良くない場所であり、熱中症の発生する危険のある環境下にあったこと。
- ③WBGT値を測定しておらず、それに基づく熱中症対策を行っていなかったこと。

<災害の対策>

熱中症の基本的な対策は次のとおりとなります。

- ①暑さ指数（WBGT値）の把握
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を図る。
- ②作業計画の策定等
暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう、余裕をもった作業計画を立てる。
- ③設備対策・休憩場所の確保
簡易な屋根の設置、冷房設備やミストシャワーなどの、暑さ指数を下げる方法を検討の上、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
- ④服装の検討
通気性のいい作業着を準備する。また、クールベストなどの採用についても検討する。
- ⑤教育研修の実施
熱中症防止対策について、教育を行う。
- ⑥熱中症予防管理者の選任及び管理体制の確立
熱中症対策等に精通した人の中から管理者を選任し、事業場として管理体制を整える。
- ⑦緊急事態時における対応の確認
体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、関係者に周知する。
- ⑧作業管理
◆作業時間の短縮等
WBGT値が高い場合は、原則として作業を行わない。やむを得ず行う場合は、次に留意する。
○単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
○作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分塩分の摂取状況を頻繁に確認する。
◆熱への順化
7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。
夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることにも留意する。
◆水分・塩分を補給
自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分を作業前後及び作業中、定期的に摂取する。
- ⑨健康管理
◆健康診断結果に基づく対応
熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえて適切な配慮を行う。
○糖尿病、○高血圧症、○心疾患、○腎不全、○精神・神経関係の疾患、○広範囲の皮膚疾患、○感冒等、○下痢等
◆日常の健康管理等
朝食の未摂取、睡眠不足、多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて日頃から指導を行う。
- ◆労働者の健康状態の確認
作業開始前に労働者の健康状態を確認する。
作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。

【終わりに】

熱中症が怖いのは、高温環境に慣れていない場合、作業日数・時間の長さに関係なく死亡するケースもあり得ますし、体調不良を我慢して作業を続行して、意識が朦朧となった時点では、体温調整ができなくなり死亡に至るリスクが高まります。

職場においては、新型コロナウイルス感染症予防対策への対応も求められていますが、併せて十分な、熱中症予防措置を講じることも留意していただきますようお願いいたします。

また、厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図るため、「令和3年度STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。ぜひ厚生労働省のホームページをご覧ください。

<厚生労働省ホームページ>

◆STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17076.html

令和3年4月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	507	7	483	3	24	4
1 製造業	89	0	86	0	3	0
1 食料品製造業	53		54		-1	
4 木材・木製品製造業	5		4		1	
9 窯業土石製品製造業	7		2		5	
11～12 金属製品製造業	2		3		-1	
13～15 機械機具製造業	11		11		0	
上記以外の製造業	11		12		-1	
2 鉱業	0	0	1	0	-1	0
3 建設業	75	1	81	2	-6	-1
1 土木工事業	25	1	33	1	-8	
2 建築工事業	41		40	1	1	-1
3 その他の建設業	9		8		1	
4 運輸交通業	60	0	65	0	-5	0
1 鉄道・航空機業	2		2			
2 道路旅客運送業	1		4		-3	
3 道路貨物運送業	56		59		-3	
4 その他の運輸交通業	1		0		1	
5 貨物取扱業	5	0	2	0	3	0
1 陸上貨物取扱業	1		1			
2 港湾運送業	4		1		3	
6 農林業	24	3	28	1	-4	2
1 農業	13	1	15		-2	1
2 林業	11	2	13	1	-2	1
7 畜産・水産業	23	0	24	0	-1	0
8 商業	70	1	64	0	6	1
1 卸売業	13	1	10		3	1
2 小売業	53		42		11	
3 理美容業	2		1		1	
4 その他の商業	2		11		-9	
9 金融・広告業	8	0	1	0	7	0
11 通信業	4	0	9	0	-5	0
12 教育・研究業	4	0	3	0	1	0
13 保健衛生業	76	0	65	0	11	0
1 医療保健業	29		22		7	
2 社会福祉施設	44		42		2	
3 その他の保健衛生業	3		1		2	
14 接客娯楽業	31	0	28	0	3	0
1 旅館業	5		4		1	
2 飲食店	17		8		9	
3 その他の接客娯楽業	9		16		-7	
上記以外の事業	38	2	26	0	12	2
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	22	2	14		8	2
16 官公署						
17 その他の事業	16		12		4	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	57	0	60	0	-3	0
第三次産業（8～17）	231	3	196	0	35	3

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したものの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

叙勲受章のお知らせ

受章を心よりお慶び申し上げます

このたび、春の叙勲で本会の山口克典理事が黄綬褒章を受章されました。
御祝い申し上げますとともに、今後の一層の御活躍を祈念申し上げます。

令和3年度鹿児島労働安全衛生大会

7月1日（木）13時00分から
鹿児島市民文化ホールで開催

本号17ページに詳細案内中

～新型コロナウイルス感染対策、地震・火山からの防災対策等専門家からの講演～

多数の参加をお待ちしています。

新規学卒者の職業紹介状況

鹿児島労働局訓練室

【令和3年3月新規学卒者職業紹介状況】

- 高校生：県内就職希望者の就職内定率は99.1%（前年同月と同じ水準）、県外就職希望者の就職内定率は99.7%（前年同月比0.1P減）、全体で99.4%（前年同月と同じ水準）となりました。県内就職内定者は1,941人で、就職者全体の56.8%（前年同月比3.3P増）となっています。
- 大学生：県内就職希望者の就職内定率は95.7%（前年同月比1.3P減）、県外就職希望者の就職内定率は94.2%（前年同月比1.8P減）、全体で94.9%（前年同月比1.5P減）となりました。県内就職内定者は759人で、就職者全体の47.7%（前年同月比1.1P増）となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、求人数は減少しましたが、求職者数を求人数が大きく上回ったため、高校生の就職内定率は7年連続で99%台の高水準となっています。大学生の就職内定率については、高水準を維持したものの、コロナ禍でインターンシップや企業説明会が中止となり、学生が十分に対策をすることができなかったこと等により、わずかに数値が減少しました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や新規学卒者の採用計画への影響が懸念されておりますが、新たな「就職氷河期」を生じさせないためにも、来春卒業予定者の採用枠の確保をお願いします。
- 鹿児島労働局が取りまとめた新規学卒者の職業紹介状況については、以下の鹿児島労働局HPに掲載しています。
https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/jirei_toukei/toukei/kyujin_kyushoku/gakusotu.html

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年3月分】

県内有効求人倍率	1.16倍（前月比0.01P増）
全国平均有効求人倍率	1.10倍（前月比0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	0.97倍（前年同月比0.05P増）
全国正社員有効求人倍率	0.85倍（前年同月比0.17P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金等の活用により雇用の維持が図られていることに加え、3月は他都府県の緊急事態宣言の解除や高齢者へのワクチン接種開始などにより、社会経済活動に期待を込めた新規求人提出の動きも見られましたが、新型コロナウイルス感染拡大は一進一退を繰り返しており、今後の見通しは依然として不透明な状況です。感染拡大の状況は、就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さを増すおそれがあることから、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により従業員の雇用を維持する場合に出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。
- 助成内容

【出向運営経費】

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練等の経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

【出向初期経費】

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



改正女性活躍推進法が施行されます！

- ▶ 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**令和4年4月1日から**、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から**101人以上の事業主に拡大**されます。**常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主**は、行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行ってください。

1 一般事業主行動計画の策定・届出

ステップ1：自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- ・自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
- ・把握した状況から自社の課題を分析してください。

【基礎項目】

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- ・男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

（注1）事業主にとって課題があると判断された事項については、選択項目（必要に応じて把握する項目（1ページの下線以外の項目））を活用し、原因の分析を深めることが有効です。

（注2）（区）の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。

ステップ2：一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

- ・ステップ1を踏まえて、**(a)計画期間**、**(b)1つ以上の数値目標**、**(c)取組内容**、**(d)取組の実施時期**を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。
- ・一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。

ステップ3：一般事業主行動計画を策定した旨の届出

- ・一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。（電子申請、郵送、持参）

ステップ4：取組の実施、効果の測定

- ・定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

2 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から**1項目以上**選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) ・男女別の採用における競争倍率(区) ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) ・係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の平均継続勤務年数の差異 ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・男女別の育児休業取得率(区) ・労働者の一月当たりの平均残業時間 ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) ・有給休暇取得率 ・有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行う必要があります。

お問い合わせ先



鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

テレワークの適切な導入及び実施の推進 のためのガイドライン

▶令和3年3月25日、テレワークガイドラインを改定しました。

ガイドラインの改定に関する主なポイント

- ☑ 労務管理全般に関する記載の追加（人事評価、費用負担、人材育成等）。
- ☑ 正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意が必要であることを記載。
- ☑ 導入に当たっての望ましい取組として書類のペーパーレス化の実施等を記載。
- ☑ テレワークにおける労働時間の把握について、原則的な方法としてパソコンの使用時間の記録等の客観的な記録による場合の対応方法や、労働者の自己申告による把握を行う場合の対応方法を記載。
- ☑ テレワークを行う労働者のワークライフバランスの実現のために、時間外・休日・所定外深夜労働の取扱いについて記載。
- ☑ 自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備等に当たって事業者・労働者が活用できる分かりやすいチェックリストを作成。

趣旨

テレワークはウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方として、更なる導入・定着を図ることが重要。本ガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたものの。

テレワークの形態

業務を行う場所に依じたテレワークの特徴

① 在宅勤務

通勤を要しないことから、時間を柔軟に活用することが可能となり、仕事と家庭生活との両立に資する

② サテライトオフィス勤務

自宅の近くや通勤途中の場所等に設けられたサテライトオフィスでの勤務は、通勤時間を短縮しつつ、作業環境の整った場所で就労可能

③ モバイル勤務

労働者が自由に働く場所を選択できる、外勤における移動時間を利用できる等、働く場所を柔軟にすることで業務の効率化を図ることが可能

▶ いわゆる「ワーケーション」についても、情報通信技術を利用して仕事を行う場合には、モバイル勤務、サテライトオフィス勤務の一形態として分類することができる。

○テレワークガイドラインの詳細につきましては、厚生労働省ホームページのリーフレットをご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/shigoto/guideline.html)

○テレワーク導入前、導入後の相談につきましては、「**テレワーク相談センター**」を設置しています。

テレワーク相談センター 電話：0120-861009（対応時間：平日9：00～17：00）

メール：sodan@japan-telework.or.jp



厚生労働省・鹿児島労働局雇用環境・均等室

中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修	
助成対象となる取組の実施期間	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施	
評価期間	機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定
	目標達成助成	評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成	② 目標達成助成
<p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 	<p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。
<p>支給額</p> <p>支給対象経費の30%</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数 	<p>支給額</p> <p>支給対象経費の20% (35%)</p> <p>※以下いずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

※()内は生産性要件を満たした場合に適用

ご利用の流れ等については厚生労働省ホームページもご確認ください

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

お問い合わせ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 電話099-223-8239



厚労省HPへはこのQRコードからアクセス可能です。

他の助成金制度につきましては、鹿児島労働局ホームページの「各種助成金について」から、または厚労省ホームページの「政策について」>「各種助成金・奨励金等の制度」からご確認ください。

✳ 保健師からお届け クローバーたより ✳

朝食を食べていきいきとした毎日を!!

健康 + 第一 クロ葉さん♪

起きないと...寝たのに何だかダルかど〜

ボー ボー

熱は無し♪

マスク良し♪
いってきます♪

あなた！朝ごはんしっかり食べて！夜更かしするからボーっとしてるのよ！

はいはいモグモグ

シャキーン☆

やっぱり朝食は大事だわ！うふ♡

クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく...

出番ですよー!!

おいしい健康法
29歳 女性
【鹿児島市在住】

冷え性で冬になると毎年霜焼け(しもやけ)になっていた私ですが、今年はなりませんでした☺️！何が効果があったか分かりませんが、寒さが本格的になる前から、職場の履物をつま先が出ていないものになりました。その他、レッグウォーマーの着用、就寝時は湯たんぽを使用、入浴時は湯船につかるなどをしました。あの痛い思いをしなくて済むと思うと冬場のストレスも一つ減って予防の大切さを感じました。

🍪 **次はわいの番だぞ！**
バトンタッチ!!

コロナ禍でお家時間が多くなり、生活にメリハリがつきにくくなっていませんか？1日の活動リズムにメリハリがない人はうつになりやすい傾向があるとの調査があります。活動モードに切り替えるには**朝食の摂取**が大切です！生活スタイルが変わっても朝食をしっかりとって、メリハリのある生活をおくりましょう！

朝食を抜くとこんなことにも影響が...

仕事のパフォーマンスが落ちる66!!

- ・集中力が下がる、イライラする、無気力になる、疲れやすくなる。夏場は熱中症のリスクに！

太りやすくなる66!!

- ・朝食を抜くと、体温が上がらず、**エネルギーを消費しにくい体**に！消費カロリーが大幅減！
- ・脳の唯一のエネルギー源はブドウ糖！低血糖状態になると脳への栄養を補うために筋肉から糖をつくる！すると**筋肉量が減ってしまいます**→基礎代謝が落ち、痩せにくい体になる
- ・空腹状態から昼食を食べると**血糖値が一気に上昇**！インスリンが過剰に分泌されて脂肪を増やしてしまいます！
- ・朝食を抜く人ほど**夕食を食べすぎる**傾向がありオーバーカロリーの危険性！

便秘しやすくなる66!!

- ・朝食を抜いてしまうと胃や腸の働きが悪くなる

朝食を食べていない人は まずは何か口にすることから！

- 【ご飯】パンより腹持ちGOOD!
- 【ヨーグルト】腸内環境を整える！無糖がベスト
- 【バナナ】皮をむくだけ！
- 【みそ汁】野菜をたっぷり摂取 体温もアップ！
- 【納豆】手間なし！コスパ最強！

発酵食品 (YOGURT, 納豆)

食物繊維 (トマト, 納豆, 納豆)

オリゴ糖 (バナナ, りんご)

ステップアップ

オススメの組み合わせ
食物繊維+発酵食品+オリゴ糖
⇒この3つが揃えば**免疫力アップも間違いなし!**
コロナに負けど〜

クロ葉 心の狂句

朝ごはん

活動モードに

スイッチオン

心身・仕事

絶好調

クロ葉 健一

健康の保持・増進のお手伝いをします!!

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631

さんぽセンター からのご案内

鹿児島産業保健総合支援センター

ストレスチェック後の 職場環境改善Webセミナー

参加
無料

ストレスチェック集団分析後の職場環境改善について、その手法を解説し、その後グループワークで理解を深めます。

事業者、衛生管理者、人事労務担当者など、職場環境改善に取り組む方のご参加をお勧めします。

お申し込みはこちらから
<https://ssl.formman.com/t/gFqY/>



日 時： 令和3年6月25日（金）10時～12時

開催方法： オンライン(Webexを使用)

対象者： どなたでも（事業者、衛生管理者、人事労務担当者など）

定 員： 20名

申込期限： 令和3年6月18日(金)まで

申込方法： HPメールフォーム、左記QRコード

※グループワークを行う関係
上、一人一台端末をご用意
ください

ストレスチェック後の職場環境改善



職場環境の改善とは
職場のレイアウト見直し、作業計画への参加と情報共有、仕事の量・質の負担軽減、衛生設備の改善、労働時間・勤務体制の見直し、上司・同僚の支援、キャリア支援、相談窓口の設置などを行うこと

「職場環境改善計画」助成金

ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家による指導のもと、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に、指導費用の助成を受けられることができます。詳しくは

労働者健康安全機構 助成金



【問い合わせ先】 独立行政法人 労働者健康安全機構
鹿児島産業保健総合支援センター（ ☎099-252-8002 ）

令和3年度 鹿児島労働安全衛生大会のご案内

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

鹿児島県における令和2年の労働災害の発生状況は、長期的には減少しているものの死傷者数は2,100人で2年連続で2,000人を超え、増加傾向に歯止めがかからない状況にあります。

鹿児島労働局をはじめ県内の労働災害防止団体においては、労働災害撲滅を目指した対策の推進を重点課題として取り組んでおり、その一環としてこのたび鹿児島労働安全衛生大会を開催することにいたしました。コロナ禍ではありますが、感染防止対策を徹底したうえで感染防止と労働災害防止を図ってまいります。事業者、安全衛生スタッフ、人事担当者、行政関係者等の方の参加をお待ちしています。

当日は、マスクを必ず着用しご来場くださるとともにコロナ対策にご協力下さい。また、コロナ感染拡大等の状況によっては、中止又は延期する場合がございます。予めご了承願います。

●日 時 令和3年7月1日(木) 午後1時00分～4時20分（予定）〔開場12：00〕

●会 場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール（鹿児島市与次郎2-3-1 電話099-257-8111）

※ 駐車場はありますが、駐車台数に限りがありますので公共交通機関をご利用願います。

【特別講演第1】

演題：鹿児島県の防災を考える ～特に桜島大噴火に備えて～

講師：鹿児島大学共通教育センター 准教授 井村 隆介（いむら りゅうすけ）氏

【特別講演第2】

演題：コロナウイルス感染症に関して

～医療従事者からの提言：知るべきこと・やるべきこと～

講師：鹿児島大学病院救命救急センター長兼鹿児島大学病院看護師特定行為研修センター長 教授 垣花 泰之（かきはな やすゆき）氏

●●特別講演者紹介●●

井村 隆介 先生



鹿児島大学共通教育センター准教授。1964年大阪府生まれ。鹿児島大学理学部、東京都立大学大学院で学ぶ。博士（理学）東京都立大学。

現在、国交省緊急災害派遣ドクター（TEC-DOCTOR）、屋久島世界遺産地域科学委員会委員、鹿児島県土地利用審査会委員、鹿児島県土砂災害アドバイザー、鹿児島市防災アドバイザー、霧島ジオパーク連絡協議会顧問などを務める。

専門は地質学。大学で地形学・災害地質学などを教えながら、人間の時間・空間スケールで見た地震と噴火現象の研究、自然災害で死なないための研究を続ける。

ツイッターアカウントは、@tigers_1964。

NHK教育テレビ「学ぼうBOSAI」、KTS鹿児島テレビ「井村隆介の防災をマナブ」やMBC南日本放送「週刊1チャンネル 自然すごいぞ土曜1限イムラゼミ」等に出演。地学事典（平凡社）、火山の事典（朝倉書店）、鹿児島環境学I/II/III（南方新社）、日本の火山ウォーキングガイド（丸善）などを分担執筆。

垣花 泰之 先生



1980年3月 鹿児島大学医学部卒業

1980年4月 鹿児島大学医学部麻酔科入局

1993年4月 鹿児島県立鹿屋病院麻酔科勤務（部長）

1996年2月～1997年7月 エアレンゲン・ニュールンベルグ大学（ドイツ）心臓生理学研究所
へ海外留学

2008年6月 鹿児島大学病院集中治療部勤務（診療准教授）

2011年5月 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 救急・集中治療医学分野（教授）

2014年4月 鹿児島大学病院救命救急センター（センター長）兼任

2016年10月 鹿児島大学病院看護師特定行為研修センター（センター長）兼任

資格 医学博士、救急科専門医、救急科指導医、麻酔科指導医、集中治療専門医、統括DMAT

◆主唱 厚生労働省 鹿児島労働局

◆主催 (公社)鹿児島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

鹿児島県砕石協同組合連合会

(公社)建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部

◆共催 (独法)労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター
(一社)日本ボイラ協会鹿児島支部

◆協賛 (公社)鹿児島県医師会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

◆後援 鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社（予定）

【問い合わせ先】 鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局（鹿児島県労働基準協会内 電話099-226-3621）

令和3年7月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 7/5~7/9 【科目免除者】 7/5~7/6	6/7~6/11	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	石綿作業主任者	7/8~7/9	6/7~6/11	会員 13,080円 一般 14,080円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 7/12~7/16	6/14~6/18	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	
		【科目免除者】 7/12~7/13		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	7/15~7/16	6/14~6/18	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールになります。
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	7/19~7/20	6/21~6/25	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	床上操作式クレーン運転	7/26~7/28	6/28~7/2	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (解体用)	7/26	6/28~7/2	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者	
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	7/28~7/30	6/28~7/2	会員 18,910円 一般 19,910円		
特別 教育	クレーン運転	7/5~7/6	6/7~6/11	会員 17,080円 一般 20,380円	
	巻き上げ機の運転	7/13~7/14	6/14~6/18	会員 15,600円 一般 18,900円	
	口 - ラ - 運転	7/26~7/27	6/28~7/2	会員 17,100円 一般 20,400円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転	7/12~7/14	6/14~6/16	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

徳之島地区での講習会のお知らせ

大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉 掛 け	7/29~7/31	6/21~6/25	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転	8/5~8/7	6/28~7/2	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。